

[事案 28-268] 解約返戻金等請求

・平成 29 年 6 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

別の保険会社の経営破綻により移転手続きがされた終身年金保険について、これを承継した保険会社が契約者に何の連絡もせず保険料を減額しており、その解約返戻金が発生しているなどと主張して、解約返戻金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

(1) 本契約は、全期前納払いの契約ではなく、契約時にまとめて預けた「預り金」を保険料として入れる方法で契約した月払契約である。

別保険会社の経営破綻後、「預り金」の利率が 5.5% から 0.5% に下がったため、自分は追加入金する必要があったが、保険会社は自分に何の連絡もせず、追加入金させずに、保険を減額していた。

よって、このとき発生した解約返戻金を支払ってほしい。

(2) 保険会社は、今からでも追加入金させるべきである。

<保険会社の主張>

(1) 本契約の「契約条件変更」は、所定の手続きを経て金融監督庁（現金融庁）の認可を受け決定した「移転計画」に基づき行われたものである。

本契約の基本年金額の変更（減額）は、上記「契約条件変更」によるものであり、申立人の主張する通常の減額と異なり、解約返戻金は発生しない。

(2) 本契約は全期前納契約であり、上記「契約条件変更」により前納保険料が不足するため、保険料が変更（減額）され、また、前納していない同内容の契約と比べ、さらに年金額が減額されている。

申立人は、不足した前納保険料の追加入金を認めるように主張しているが、「移転計画」ではこのような取扱いを定めていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時および保険契約の移転手続時における事情を確認するため、申立人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本契約は申立人の主張するような保険料支払方法の契約ではなく、本契約の契約条件変更は通常の減額と同様に解約返戻金が発生するものであるとは認められず、また保険会社において追加入金の契約処理を行う義務があるとも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。